

文書名	認証業務規程別表 1
管理番号	B 0 1 - 0 8
承認日	2019年7月2日

## 認証業務規程別表 1 認証手数料の額および徴収方法（第 9 条関係）

### 1. 認証手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	認証手数料	
10アール以内	33,000円	*200アールを超える場合は30アールごとに3,300円を加算。
20アール以内	35,750円	*グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。
30アール以内	38,500円	
40アール以内	44,000円	*グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。
50アール以内	49,500円	
75アール以内	55,000円	
100アール以内	60,500円	
150アール以内	66,000円	
200アール以内	71,500円	

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

小分け業者

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

※ただし二種類の農林物資について小分けする事業者にあつては一方の認証手数料を半額に減免する。

### 2. 認証手数料の徴収方法

申請書受理通知が当該登録認証機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
4. 2014年 6月28日改定

5. 2017年 1月31日改定
6. 2017年 7月26日改定
7. 2017年12月18日改定、2018年 4月 1日より発効
8. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効